

豊川市電子契約システム導入事業 事業者説明会

豊川市役所総務部契約検査課

目次

- 対象とする契約
- 電子契約の利用にあたって
- 契約締結までの流れ
- その他運用に関する事項
- 問い合わせ先
- 豊川市からのお願い等

対象とする契約

令和8年9月以降に公告・指名通知を行い、
契約を締結する工事請負契約

※ 設計金額200万円超の案件のみ対象

- 電子契約対象案件は、公告・指名通知等で明示します。
- 原則、電子契約としますが、希望により、従来どおり紙媒体での契約も可能です。
- 対象とする案件種別は、順次拡大していく予定です。
- 法令等により書面で締結することが規定されている契約は対象外とします。

電子契約の利用にあたって

『電子契約利用申出書』の提出が必要です

別記様式（第4条関係）
電子契約利用申出書

令和 年 月 日

豊川市長 様

申請者
商号又は名称
所在地
代表者職氏名

以下の申出について、豊川市と電子契約システムを利用した契約締結を希望します。なお、契約締結を行う担当者及び使用するメールアドレスは次のとおりです。

1 電子契約申出（申出ごとに申請が必要です。）

申出名称	
------	--

2 契約締結者（契約締結権者本人若しくは契約締結権者より契約を締結する権限を与えられた者）

役職	
氏名	
メールアドレス	

3 担当者（契約事務の担当者）

役職	
氏名	
メールアドレス	

電子契約を希望する場合は、
落札決定日の翌日12時までに
電子契約利用申出書を契約検査課に
提出してください。（電子メールでの提出）

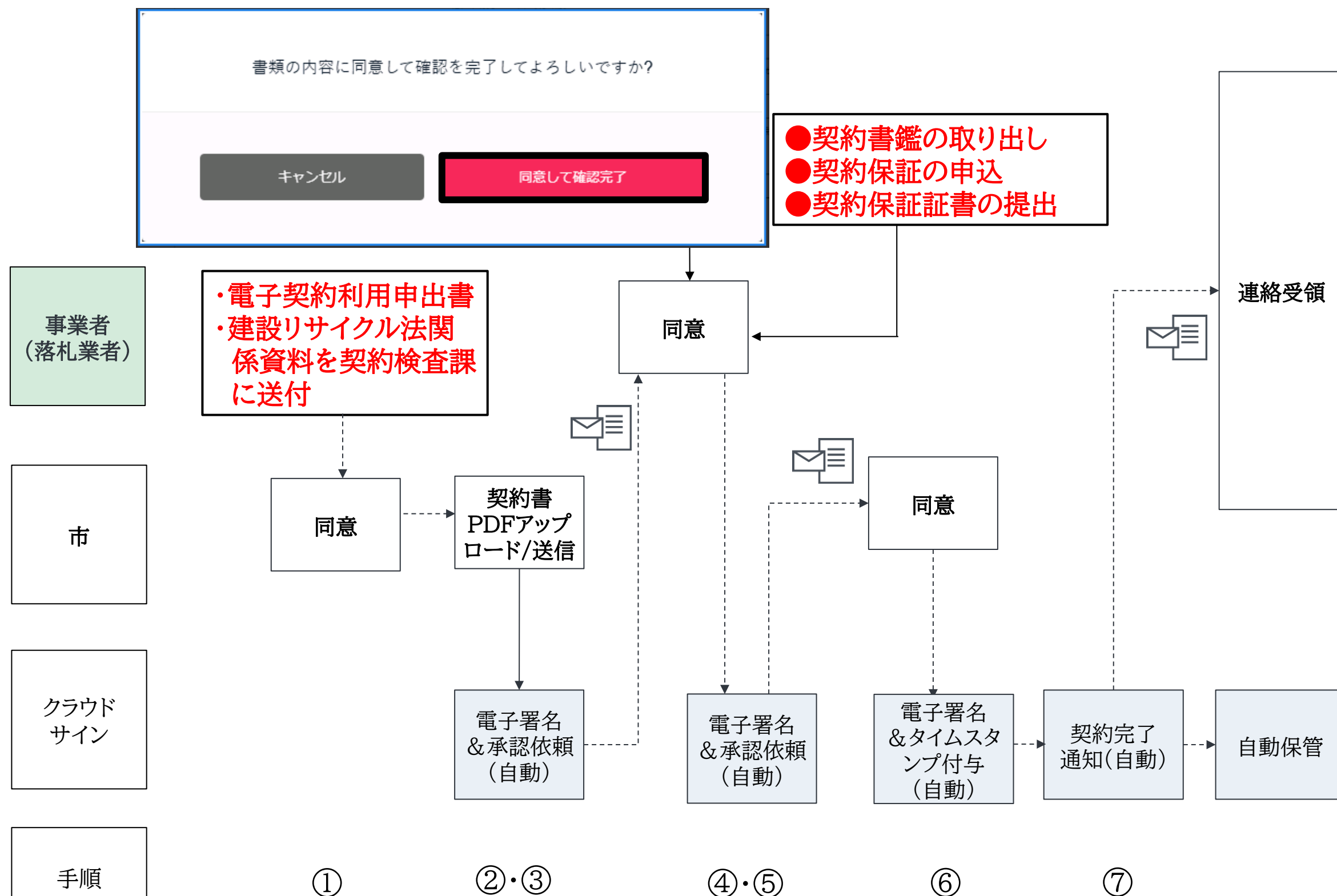
●注意点●

- (1) 電子契約利用申出書は、案件ごとに提出が必要です。
- (2) 『2.契約締結者欄』には、該当案件について、契約締結権限のある方の役職、氏名及びメールアドレスを入力してください。

契約締結までの流れ ①

手順	実施者	内容
①	業者	落札決定日の翌日12時までに「電子契約利用申出書」を契約検査課に提出 ※ 建設リサイクル法対象工事の場合は、建設リサイクル法関係資料をあわせて送付してください。
②	市	豊川市で契約書類一式をクラウドサインにアップロードし、電子署名(同意)を実施
③	自動	クラウドサインより、電子契約利用申出書に記載したメールアドレス宛てに、契約書の確認依頼メールが送信される。
④	業者	契約書類一式を確認し、電子署名を実施する。 ※ 契約保証が必要な工事の場合は、契約書類一式のデータから、契約書の鑑を取り出し、契約保証の申込を行ってください。
⑤	業者	契約保証証書を契約検査課に送付する。 ※ 電子保証証書の場合→電子メール 紙の保証証書の場合→契約検査課に持ち込み
⑥	市	契約保証の内容確認、契約締結権者が電子署名(同意)を実施
⑦	自動	タイムスタンプ付与→契約締結完了

契約締結までの流れ ②



その他運用に関する事項

- 契約書の訂正等について
電子契約では、契約書の訂正はできません。
契約締結後に契約書の誤りが発覚した場合は、契約書の再締結又は覚書を締結します。
- 契約日について
電子契約では、当該契約にかかる全ての者の承認（同意）をもってタイムスタンプが付与され、契約締結となりますが、本市では、タイムスタンプ付与の日にかかわらず、契約書記載の日を契約日として取り扱います。
- 前払金の請求について
従来どおり、担当課に請求を行ってください。

問い合わせ先

● 電子契約の運用・提出書類に関するお問い合わせ

豊川市役所総務部契約検査課

電話:0533-89-2178

メール:keiyaku@city.toyokawa.lg.jp

● クラウドサインの操作方法に関するお問い合わせ

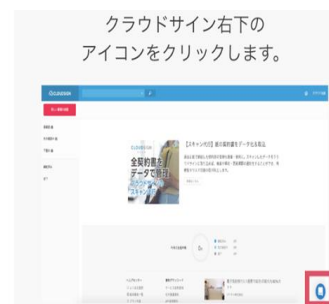


自分で解決！じっくり解説！

ヘルプセンター

「なんでそうなの？」背景から解消方法まで、わかりやすく解説！困った時はまず読んでみてください。よくあるご質問や各種機能について記事にまとめております。

キーワード検索も可能ですので、知りたいことの単語をいれてご利用ください。



ヘルプの検索より検索が可能です。



こちらがヘルプセンターページです。



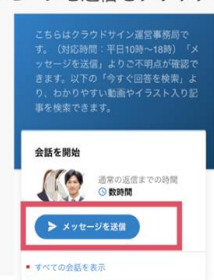
操作方法のお問い合わせ窓口

チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、「メッセージを送信」をクリックすると複数の選択肢が表示されますので、ご希望の内容を選択してください。会話の途中でチャットを閉じた場合でもメールにて通知をいたしますのでご安心ください。



メッセージを送信をクリックします。



豊川市からのお願い、等

- 電子契約の利用について

落札候補者決定後、契約方法（電子契約又は紙媒体での契約）を電話にて確認し、手続き方法をお知らせしますので、事前に社内で契約方法のご検討をお願いします。

- 工事費積算内訳書について

令和8年6月より、誤った落札候補者への連絡を防止するため、工事費積算内訳書に「電話番号」欄を追加しました。最新の工事費積算内訳書の使用をお願いします。